

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年2月5日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

防災交通課及び議事課

対象期間 平成31年4月1日から令和元年11月27日までの所管事務

実施期間 令和元年11月1日から令和元年11月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

防災交通課及び議事課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜防災交通課＞

主な所管事務は、国民保護計画、地域防災計画、防災対策の総合的な企画及び調整、災害緊急出動体制、自主防災組織、防災行政無線、消防（空き家を含む。）、防犯（空

き家を含む。)、交通安全、交通安全施設及び防犯施設、放置車両、自転車駐車場、公共交通、交通災害共済、防災環境部の庶務に関する事務である。

(1) 支出事務について

事務処理において軽微な誤りが散見するため、適正な事務の執行に努めること。

<議事課>

主な所管事務は、議会議員の身分及び議員報酬等、議会議員共済会等議員互助、議会議員の公務災害補償等、議会に係る儀式及び交際、議長会等、議会の公印の管守、議会の文書の收受、発送及び保存、議会の予算及び会計、議会広報、議会事務局職員の任免、服务等、本会議、委員会及びその他の会議、議会に係る条例、規則等の制定及び改廃、議会議員提出議案、請願、陳情、決議、意見書等、議案の審議に必要な資料の調製、議会における選挙、公聴会、議員の調査研究及び視察研修、市政全般の調査及び情報の収集、議場その他議会関係室の管理、議会の傍聴、議会図書室の整備及び管理、会議録の調製及び保管、議会の庶務に関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。